

「人権基本条例（仮称）」の基本的な考え方・骨格案意見募集の結果

1 実施内容

- (1) 期間 令和5年7月14日（金）～8月8日（火）
(2) 実施方法 web 受付フォーム、メール、ファクス、郵送で受付

2 回答結果

- (1) 回答数 48 件
内訳：回答フォーム 41 件、メール 6 件、FAX 1 件
(2) 回答者の住所

区分	件数
三鷹市内	24 件
市外（三鷹市に在勤・在学）	5 件
その他	6 件
無回答	13 件

3 寄せられたご意見（要約・抜粋）

区分	意見
条例全般	- 障がいを持つ当事者として、条例の制定により現状の課題が改善されることを期待したい。 - 全ての人権を尊重する社会を実現する理念に賛同する。「互いに人権を尊重し合う社会」が好ましい。 - 市が人権侵害や差別のない地域づくりに取り組む姿勢を評価し、市民として期待している。 - 人権や差別の概念を利用して、法に違反する行動や他者の貶める行動を正当化しようとする可能性がある。 - 人権侵害や差別に対する法的対応は既に現行法で守られており、人権条例の必要性は疑問。 - 日本国憲法に基づいて基本的人権が既に保障されており、人権基本条例による過度な人権対策は不要。 - 本条例に対する立法事実や背景の説明がない。立法の必要性に疑問がある。
前文	- 理解と支援が求められているのは認知症だけではなく、高次脳機能障がいや高齢の身体障がい者や精神障がい者も含むべき。 - 前文は分かりやすく、シンプルな内容にするべき。

	「すべての差別および人権侵害を許さない」ことを銘記してほしい。 「風土を醸成」は計画できるものではなく、この文言を使うべきではない。
目的	規範的な市としての取り組みの方向性を打ち出すべき。
基本理念	- どのような理念をもって、人権擁護の施策に取り組もうとしているのか、もっと明確に述べるべき。 - 個人の心情を対象とする言葉を盛り込むことはやめてほしい。
市の責務	- 実際に人権侵害事案が発生した時に、素早く非難声明を出すよう行政に責務を科す事が必要。 - 市はどんな責務をもって、市政に臨むのか、もっと明確な姿勢を示してほしい。
市民の責務	「人権侵害の早期発見への協力」は監視社会を思わせる。 - 大事なのは人権侵害の「早期発見」ではなく未然防止。 「相互の人権の尊重」と書いているのだから「他者の人権への配慮」という文は不要。 「自らの人権意識の向上」というのは「一人ひとり、自分にも尊厳があると認識する必要がある」という事か。詳しく書いて欲しい。 「個人の尊厳が守られる社会の実現に寄与する。」を追加してほしい。 「責務」は、決められたことをやる、というニュアンスとなり自ら考え努力して、まちづくりに貢献するという主旨が伝わらない恐れがある。 - 責務の明確化ばかりが優先されているように感じる。 「相互の人権の尊重と他者の人権への配慮」は別々の概念になるのか、意味が分かりづらい。 「自らの人権意識の向上」は責務にあたるのか。
事業者等の責務	- 人権の尊重に「留意」という表現が馴染まない。 「事業活動のいかなる場でも人権侵害があってはならない」としてほしい。
市、市民及び事業者等の協働	- 協働の具体的な内容が不明。 - 市・市民等の責務を規定し、協働を提案するのであれば、継続的に取組を評価する第三者機関を設置してほしい。

権利侵害 の禁止	• 「差別的取扱い」ではヘイトスピーチなどの「差別的言動」が含まれない。 • 何をしたら人権侵害なのかが分かりづらい。 • 不当な差別について定義し、権利の濫用禁止について明記してほしい。罰則規定を設けることには反対。
審議会	• 「審議会は、多様な属性のある構成員によって営まれる」ことを追加してほしい。
相談・救済	• 相談・救済だけではなく、調査や提言を行える独立した第三者機関とする必要がある。 • 「相談・救済」の項の後に、「子どもへの教育及び啓発」の項と「認知高齢者への啓発」の項を加えてほしい。 • 相談体制の整備は誰がするのか、主体が分からない。
その他	• 誰もが差別されることなく安心して生きていく権利がある事を「市民の権利」として明記してほしい。 • 市民に責務だけを負わせ、権利が明記されていない。 • PDCA を踏まえ、「実態調査の実施」の項を加えてほしい。 • 周知、意識の醸成を踏まえ、「三鷹市人権推進月間」を設けてほしい。 • 多様な性ではなく、ジェンダーアイデンティティという用語を使用してほしい。 • 条例の制定と運用のプロセスを行政だけでなく、市民及び市民に選ばれた委員を加えた組織で進めてほしい。